

事務連絡
平成30年8月30日

事業主組合員様

静岡県薬剤師国民健康保険組合

国民健康保険組合における被保険者の課税標準額の調査 及び静岡県薬剤師国民健康保険組合の保険料算定のための 所得調査の実施に関するお知らせ

このたび、厚生労働省から全国保組合に対して、組合員の所得調査を実施するように通知がありました。

この調査は、国保組合の被保険者の所得水準に応じた国庫補助金を国が算定・交付するために、定期的に実施されているものです。（前回調査は平成26年度に実施）

今回の厚生労働省通知の中で、調査は従来の方法から変更され、マイナンバーを利用した情報連携により行うことが原則となりました。

○調査対象者・人数：当組合の抽出率は2/3で、調査対象組合員は948世帯となり、その抽出は静岡県が無作為で行い、組合に対象者が通知されます。

○調査項目：平成30年度市町村民税に係る「課税標準額」（平成29年分所得）

○調査方法：「マイナンバーを利用した情報連携」により、統合専用端末から調査対象者となった組合員及びその家族に係る税情報の照会を行い、「課税標準額」を取得します。したがって、調査対象者になっても書類の提出は必要ありません。

※調査対象者に、マイナンバー未登録者がいる場合や課税標準額等の調査項目が確認できない場合は、従来の方法による市町村民税納税通知書等の写しを提出していただくことになる場合もあります。

※内閣府・総務省告示において、国保組合に対する補助の算定に関する事務は、本人の同意を得ず情報が取得可能になっています。

○当国保組合の国民健康保険料算定のための所得調査について

静岡県薬剤師国保組合に加入している全ての人を対象に毎年5月に実施していた翌年度の国民健康保険料算定のための所得調査も「マイナンバーを利用した情報連携」により、「総所得金額等」の取得が可能になります。よって、今までは組合員の皆様に委任状を提出していただき、市町担当課より「所得課税証明書」が交付されていましたが、今後はその作業も不要になります。

○当国保組合の対応について

当組合では組合員に対して、「マイナンバーを利用した情報連携」による調査を行う旨を周知することが望ましいと考え、今回の調査の実施をお知らせすることにしました。従業員組合員及び家族の方々への周知もお願いいたします。

どうぞご理解いただけますようお願い申し上げます。